

○公務災害の考え方

保健環境委員の公務遂行性は、規則等に基づいて正規の活動（※「保健環境委員の職務」参照）を行っているときにおける活動に対し認められており、自宅における分別作業については、公務災害の対象にはあたらない。

※「保健環境委員の職務」（名古屋市保健環境委員規則より）

- ① 保健所業務、**環境事業所業務**その他の公衆衛生事業への援助及び協力
 - ② 公衆衛生思想の普及徹底
 - ③ その他公衆衛生に関して必要な事項
- ↓
- 環境事業所業務**（保健環境委員の活動内容についてより）

①	ごみ、資源収集における適正排出指導	日時・集積場所への周知、分別指導
②	ごみ不法投棄の通報、相談	環境事業所への連絡、案内
③	その他広報活動への協力	分別区分変更等に伴う広報、年末年始収集日チラシの配付、回覧